

11月はケアラー月間です ～誰かを支えるあなたも支える～

ケアラーという言葉を知っていますか？ケアラーとは介護や看病、療育が必要な家族や近親者を無償でケアする人のことです。ケアラーの中でも18歳未満の人はヤングケアラーと定義されています。子育てと親の介護を同時にこなす「ダブルケアラー」等様々なケアラーがいることが分かっています。この機会に、他人事と思わずにケアラーについて考えてみませんか？

ケアラーはこんな人たちです。



障害のある子どもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかにも何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配で頻りに通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

☎ 圏地域支援包括支援センター ☎292-5505

ケアラーについてのパネルを展示します。ケアラーの体験談や、ケアラー支援の必要性、ヤングケアラーの現状などが展示されますので、このご機会に是非ご覧になってください。

展示期間 10月30日(月)～11月30日(木)

場所 越生町役場1階、越生町保健センター

☎ 圏健康福祉課 福祉担当 ☎内線113

介護者家族のつどいを開催します

①施設見学に行ってみませんか？

日時 11月16日(木) 午前10時～11時
内容 施設見学 町内にある特別養護老人ホーム「四季の郷」の見学をします。その後施設内で交流会を行います。

集合場所 四季の郷現地集合
(送迎希望の方は要相談)

定員 10名程度

②自分ケアしませんか？

日時 11月29日(水) 午後2時～3時
内容 ツボ押しと在宅マッサージの紹介
講師 奥泉 修司氏(在宅医療マッサージ ライム)

場所 保健センター

定員 10名程度

費用 両日ともに無料

締切り 11月13日(月)まで

☎ 圏地域包括支援センター ☎292-5505

越生町わな猟免許取得費補助金について

町内の有害鳥獣による被害を防ぐため、狩猟免許(わな)の取得に要する経費を補助します。

対象 次の要件をすべて満たす方

- ①町内に住所を有し、新たに狩猟免許(わな)を取得した方
- ②越生猟友会越生支部に所属し、所属後3年以上町からの要請で有害鳥獣捕獲活動に従事することを誓約する方

内容 狩猟免許(わな)の取得に要する経費(試験手数料など)を上限8千円まで補助

※試験の申し込みには予備申請が必要です。後期試験の予備申請期間は11月2日(木)から11月9日(木)までです。詳細は埼玉県ホームページをご確認ください。

☎ 圏産業観光課 農林担当

☎内線144

越生町援農ボランティアを募集しています

人手不足に悩む農家と農作業のお手伝いをしただけのボランティアを結ぶ事業です。

ボランティアの募集

対象者 人手不足に悩む農家をサポートしたい方、農業への理解を深めたい方など。

作業日時 受入農家とボランティアの希望により決定します。

交通手段 受入農家との相談となります。

受入農家の募集

対象者 越生町で農業を営んでおり、人手不足に悩む農家の方。

※注意事項などの詳細につきましては、問い合わせ先または、町のホームページをご覧ください。

☎ 圏産業観光課 農林担当

☎内線144

農林業の各種補助金について

①果樹の苗木購入

対象 町内に住所を有する農家

内容 苗木の購入に要した費用の2分の1以内(べに梅は3分の2以内)で、最大2万円

②梅収穫簡素化ネットの購入

対象 町内に住所を有する農家

内容 ネット設置に要した費用の2分の1以内で、最大3万円

③農業用ビニールハウス設置

対象 町内に住所を有する農家、営農集団

内容 農業用ビニールハウス設置費用に含まれる材料費に対して、面積が45㎡以上70㎡未満の場合は材料費の2分の1以内、70㎡以上の場合は材料費の3分の2以内とし、最大25万円

④イノシシ・シカ被害防止施設設置

対象 イノシシ・シカ被害が著しい農家

内容 電気柵・ワイヤーメッシュ柵・シカ用ネット 柵の設置費用の2分の1以内で、最大3万円

⑤アライグマの捕獲器購入

対象 狩猟免許(わな猟)有資格者または越生町発行の埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証の所有者

内容 捕獲器1台につき3,000円(購入費用が3,000円未満の場合は当該購入費)

⑥一般造林事業(間伐・下刈・枝打)

対象 山林の所有者

内容 間伐・下刈・枝打で、町の定める実施基準額の2分の1以内

※補助基準などは圏へお問い合わせください。

☎ 圏産業観光課 農林担当 ☎内線143・144